

広	資	料	第	2	8	7	号
令	和	5	年	2	月	7	日
総	務	部	防	災	安	全	課
市	民	情	報	提	供	資	料

災害時における給電車両貸与に関する協定の締結について

このことについて、令和5年2月7日（火）、S & D多摩ホールディングス株式会社及びトヨタS & D西東京株式会社と「災害時における給電車両貸与に関する協定」の協定締結式を実施いたしました。

締結した協定は、別紙のとおりです。

災害時における給電車両貸与に関する協定書

武蔵村山市（以下「甲」という。）とS&D多摩ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）とトヨタS&D西東京株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における給電車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内（以下「市内」という。）又はその周辺において、大規模な地震災害、風水害その他の災害により、市内で大規模停電等の電力が不足する事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲が行う災害対応業務における電力確保について、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要があるときは、乙に対して、給電車両貸与要請書（第1号様式。次項において「要請書」という。）により給電車両の貸与を要請することができる。この場合において、乙は、丙に対し、丙が所有する給電車両のうち貸与することが可能なものを確認し、速やかに甲に対して当該給電車両を貸与するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、甲は口頭で給電車両の貸与を要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙及び丙は、前条の規定による要請があったときは、業務に支障のない範囲において応ずるものとする。

（給電車両）

第4条 乙が甲に貸与する丙の給電車両（以下「給電車両」という。）は、AC100V（1500W）のコネクター（以下「コンセント」という。）を備えた車両とする。

2 甲は、給電車両の車種、コンセントの数等について、指定できないものとする。

3 丙は、給電車両について、自動車損害賠償責任保険及び任意保険に加入しなければならない。

（使用用途）

第5条 甲は、電力確保のほか、人、物資等の移送その他の災害対応業務のために給電車両を使用できるものとする。

（引渡し）

第6条 乙は、第2条の規定による要請を受け、給電車両を貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、甲が指定する者の立会いの下、車種、台数等を確認し、甲に引き渡すものとする。

2 乙は、前項の規定により給電車両の引渡しを行う場合は、甲に対して貸与する給電車両の仕様を記載した書面並びに保険の契約書の写し等を提出するものとする。

(貸与期間)

第7条 給電車両の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、給電車両の貸与開始時から甲が行う災害対応業務が収束するまでの間とし、その期間は、甲乙協議の上決定するものとする。

(返却)

第8条 甲は、貸与期間が終了したときは、速やかに給電車両を乙に対して返却するものとする。

2 給電車両の返却場所、日時等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第9条 給電車両の貸与に係る費用については、乙が負担するものとし、給電車両の使用に係る燃料代、充電スタンド使用料及び電気代については、甲が負担するものとする。ただし、甲に対して乙から費用負担の申出があった場合は、この限りではない。

2 給電車両の保険加入にかかる費用は丙が負担する。

3 甲は、甲の責めに帰すべき事由により保険を適用することとなったときは、甲乙丙協議の上、定めた期日までに丙に対して保険契約に基づき丙が負担した額及び支払手数料に相当する額を支払うものとする。

(故障対応)

第10条 貸与期間中に給電車両が部品の消耗等により故障したときは、甲の使用又は管理に明らかな過失がある場合を除き、乙が修理するものとする。ただし、当該過失の有無が不明な場合は、甲乙協議の上、対応するものとする。

(賠償)

第11条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により、給電車両に損害を与え、又は滅失したときは、原則として丙が加入する保険により給付される保険金額を超える損害額について負担するものとする。

(連絡体制)

第12条 甲及び乙は、給電車両の貸与を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第2号様式）を作成し、相互に確認するものとする。当該連絡責任者等に変更が生じた場合も、同様とする。

(平常時の取組)

第13条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、

甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

2 前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。

3 甲乙丙は、災害時における給電車両の有効性について、平常時から広報活動に努めるものとする。

(締結期間及び更新等)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から令和6年3月31日までの間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙丙のいずれからも別段の申出がないときは、この協定をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年2月7日

甲 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1
武蔵村山市

武蔵村山市長

小崎泰大

乙 東京都立川市緑町3番地の1 グリーンスプリングスE1-6F
S&D多摩ホールディングス株式会社

代表取締役社長

田村 勝彦

丙 東京都福生市志茂215番地
トヨタS&D西東京株式会社

代表取締役社長

田村 勝彦

第1号様式（第2条関係）

給電車両貸与要請書

年 月 日

S&D多摩ホールディングス株式会社
代表取締役社長 様

武蔵村山市長 印

災害時における給電車両貸与に関する協定書第2条の規定に基づき、下記のとおり給電車両の貸与を要請します。

記

1 貸与希望日時
年 月 日 時 分から

2 要請台数 台

3 貸与希望場所

施設名	住所	担当者	電話番号

4 その他

貸与車両を運転する武蔵村山市の職員は、自己の職員証及び運転免許証を、乙に提示し確認を受けること。

5 発信者

所属部署	役職名	担当者	電話番号

乙処理欄

--

第2号様式（第12条関係）

協定事務担当者名簿

年 月 日現在

【武蔵村山市】

1 連絡責任者等

	連絡責任者	副連絡責任者
所属、役職及び氏名		
電話番号		
携帯番号		
FAX番号		

2 時間外及び休日の場合の連絡先

	第1連絡先	第2連絡先
役職及び氏名		
電話番号		
携帯番号		
FAX番号		

【S&D多摩ホールディングス株式会社】

1 連絡責任者等

	連絡責任者	副連絡責任者
役職及び氏名		
電話番号		
FAX番号		